

番号：150083

国名：イラン

担当部署：地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム

案件名：沿岸域生態系保全計画策定プロジェクト詳細計画策定調査（水質汚染対策）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水質汚染対策
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年4月中旬から2015年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 2.10M/M、合計 2.50M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地派遣期間 63日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	水質汚染対策に係る各種業務
対象国／類似地域	イラン／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

イラン国の南岸に位置するペルシャ湾およびオマーン湾は、石油・ガス産業が盛んな地帯として知られているが、マングローブ林、干潟、サンゴ礁、藻場など、海洋生物や海鳥の生息地、また4か所のラムサール条約登録湿地を有するなど、貴重な自然資源と生態系も有している。しかし、石油流出や産業排水による水質汚染、沿岸の埋め立て、土砂流出、水温・塩分濃度の上昇、赤潮、水産資源の乱獲、急速な沿岸開発や船舶交通、気候変動などにより水質環境と生態系が悪化している。世界の代表的な閉鎖性海域としても知られ、海水の循環が遅く、自然再生が難しい海域としても知られている。

ペルシャ湾およびオマーン湾の環境保全のための地域的な取り組みとして、1978年に湾岸地域の海洋環境保全に協力するため、イラン、イラク、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAEの8か国によりクウェート条約と行動計画が締結され、この行動計画の実施のため、翌1979年に海岸海洋環境保護機構（ROPME）が設立された。現在、このROPMEが中心となって地域の海洋環境保全ロードマップを策定作業中であるが、その中で加盟国各国による海洋環境保全計画の策定が求められている。他方、イラン国では海洋環境保全についての管理計画の策定は未着手であり、その計画の策定と関係省庁との連携した活動の実施が必要となっている。

かかる状況のもと、イラン国は環境庁海洋環境局をカウンターパート（以下、C/P）とし、イランの南岸に位置するペルシャ湾およびオマーン湾における開発計画調査型技術協力「沿岸域生態系保全計画策定プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を我が国に要請した。

要請内容に基づき、JICAは2014年8月～9月にC/Pと協議を行ったところ、河川からの汚染（生活排水、工業排水、農業）、特定の汚染源（原油流出、工場等）、保護区生態系保全などを含むすべての分野を包含することが希望された。JICAはそれに基づいた第1次詳細計画策定調査を2014年11月～12月にかけて行った。しかし、沿岸保全を包括的に実施するための本プロジェクトの調査スコープの絞り込みのために必要となる関係機関（石油省、石油公社、エネルギー省、内務省、農業省漁業局、地方政府、工場等の事業者等）のモニタリング状況、規制遵守、能力（人材、予算、機材等）等を十分に収集・分析するには至らなかった。この一因としてはC/Pと関係機関との協力関係が良好とはいえ、C/Pによるアレンジが必ずしも十分ではなかったことが挙げられるが、一方で、第1次詳細計画策定調査にC/Pの専属ユニットが同行することにより、C/Pと関係機関との関係構築が促進されることも確認された。

そのため本詳細計画策定調査では、イラン国政府からの要請に基づき、要請背景の確認、本プロジェクト内容の検討に必要な情報収集を行うとともに、関係機関とC/Pの協力関係構築にも協力しつつ、関係機関も含めた先方政府とプロジェクトの実施体制、活動内容及びスケジュールについて協議する予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、別途派遣される沿岸環境管理／評価分析団員の第1次現地派遣期間中に協力して調査を行い、本業務従事者は沿岸の総合的な管理計画の観点から、関係機関を含めた水質汚染対策の現状分析・調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年4月中旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、第1次詳細計画策定調査の結果を含め現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②関係機関の現状分析、情報収集に必要な調査用資料を作成する。特に石油プラント、工業団地等における排水汚染対策の現状、家庭排水対策において現地調査での調査項目を明らかにする。
- ③担当分野にかかる対処方針（案）を検討する。

④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年4月下旬～6月下旬)

- ①JICAイラン事務所等との打合せに参加する。
- ②イラン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③第1次詳細計画策定調査で収集が十分ではなかったイランの水質汚染対策に係る情報・資料を収集し、現状を整理・把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連法規およびガイドライン等 (EIAなど、各種環境基準含む)
 - イ) 沿岸環境管理に関連する関係省庁における水処理設備、水処理技術等
 - ウ) 沿岸環境管理に関連する関係省庁の水質汚染に係る既存の計画等
 - エ) 沿岸環境管理に関連する関係省庁の水質汚染対策の活動状況 (モニタリング、総量規制、排水規制、情報データベース等)
- ④日本における水質汚染対策技術を踏まえ、現地に適用できる技術について検討する。
- ⑤担当分野の観点から本プロジェクトの実施体制 (案)、計画に取り入れるべき活動案、対象地域案を検討する。
- ⑥C/P機関が開催する関係機関を含めたワークショップに協力し、担当分野に係る助言を行う。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果報告書を作成し、沿岸環境管理/評価分析団員が取りまとめる現地業務結果報告書 (和文、英文) の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地業務結果をC/P機関、イラン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年7月上旬～7月下旬)

- ①担当分野に係る収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る現地業務結果報告書を作成する。

8. 成果品等

本契約で作成する報告書、成果品は以下のとおり。

(1) 現地業務結果報告書 (和文、英文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積を計上してください。)

航空経路は、成田⇒ドバイ (又はドーハ) ⇒テヘラン⇒ドバイ (又はドーハ) ⇒成田を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年4月26日～2015年6月27日を予定しています。JICAの調査団員はJICAイラン事務所より参団しますが、単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 沿岸環境管理 (コンサルタント)
- ウ) 水質汚染対策 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAイラン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり (日本語もしくは英語⇄ペルシャ語)
- オ) 現地日程のアレンジ
調査初期の日程のみJICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する資料 (第1次詳細計画策定調査結果、収集資料等) はJICA地球環境部自然環境第二チーム (Tel03-5226-9537) にて配布します。

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②イラン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③調査の進捗及びイラン政府の調整状況により、派遣時期が後ろ倒しとなる可能性があります。
- ④イランは公用旅券での渡航となるため、契約締結後、早急に公用旅券発給手続きを行う必要があります (参考：
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_official_passport.pdf)。

以上